附　則

（施行期日）

第一条　この内閣官房令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この内閣官房令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の職員の退職管理に関する内閣官房令の様式（第三項において「旧職員退職管理官房令様式」という。）による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

２　この内閣官房令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の様式（次項において「旧役員退職管理官房令様式」という。）による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

３　この内閣官房令の施行の際現にある旧職員退職管理官房令様式及び旧役員退職管理官房令様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第九（第７条関係）

退職すべき期日の変更通知書

年　月　日

……殿

（各省各庁の長等）

……

【文書番号：　　】

貴殿の退職すべき期日は、国家公務員退職手当法施行令第９条の８第２項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年　月　日
	変更後	年　月　日
変更同意日		年　月　日

（注）「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（別記様式第七）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（別記様式第八）に記載されている年月日を記入すること。

別記様式第九（第７条関係）

退職すべき期日の変更通知書

年　月　日

……殿

（各省各庁の長等）

……印

貴殿の退職すべき期日は、国家公務員退職手当法施行令第９条の８第２項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年　月　日
	変更後	年　月　日
変更同意日		年　月　日

（注）「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（別記様式第七）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（別記様式第八）に記載されている年月日を記入すること。